

## 監査公表第34号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年3月25日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 下江 洋行

### 監査結果の措置対象

健康福祉部（こども園）

新城こども園、城北こども園、東郷東こども園、東郷中こども園、  
東郷西こども園、舟着こども園、八名こども園、作手こども園

### 監査結果報告年月日

令和元年12月20日

### 監査結果に対する措置通知年月日

令和2年3月19日

### 講じた措置等の内容

#### 《指摘事項》

公有財産に関する調書とこども園経営案の「施設・建物の状況」表において、不整合なものが見受けられた。こども未来課と情報共有を図り、適切な資産管理をされたい。

#### 《是正措置内容》

建物・土地台帳等と照合を行い、こども未来課と整合のとれた調書等を作成し、適正な管理に努めてまいります。